



三重県公報

平成29年4月25日（火）

第 2897 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
298	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
299	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
300	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
301	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	2
302	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
303	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
304	土地収用法の規定による事業の認定	(公 共 用 地 課)	3
選 管 告 示			
37	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	5
38	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	5
39	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	6
40	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	6
41	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	7
42	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	8
43	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	9
公 告			
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	9
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	12
	同件	(同)	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	13

告 示

三重県告示第 298 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町 6-20-5	平成 29 年 4 月 1 日
ながくら整形外科	津市戸木町 7838 番 1	平成 29 年 4 月 1 日
笠原歯科	津市羽所町 546-1	平成 29 年 3 月 1 日
にしい歯科クリニック	伊勢市小俣町本町 341-237	平成 29 年 4 月 1 日
たいよう調剤薬局桜島店	鈴鹿市桜島町六丁目 20 番地の 5	平成 29 年 4 月 1 日
うまどめ薬局	熊野市井戸町 614-6	平成 29 年 4 月 1 日

三重県告示第 299 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
フラワー薬局	津市白山町南家城 613 番地 5	フラワー薬局一志店	平成 29 年 3 月 1 日

三重県告示第 300 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
モリ歯科	四日市市栄町 4 番 14 号	平成 29 年 3 月 10 日
笠原歯科	津市栄町 3 丁目 279	平成 29 年 2 月 28 日
訪問看護ステーション フレンド	鈴鹿市柳町 1519 番地の 3	平成 29 年 2 月 28 日

三重県告示第 301 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町 6-20-5	平成 29 年 4 月 1 日
ながくら整形外科	津市戸木町 7838 番 1	平成 29 年 4 月 1 日
笠原歯科	津市羽所町 546-1	平成 29 年 3 月 1 日
にしい歯科クリニック	伊勢市小俣町本町 341-237	平成 29 年 4 月 1 日
たいよう調剤薬局桜島店	鈴鹿市桜島町六丁目 20 番地の 5	平成 29 年 4 月 1 日

うまどめ薬局	熊野市井戸町 614-6	平成 29 年 4 月 1 日
--------	--------------	-----------------

三重県告示第 302 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
フラワー薬局	津市白山町南家城 613 番地 5	フラワー薬局一志店	平成 29 年 3 月 1 日

三重県告示第 303 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
モリ歯科	四日市市栄町 4 番 14 号	平成 29 年 3 月 10 日
笠原歯科	津市栄町 3 丁目 279	平成 29 年 2 月 28 日
訪問看護ステーション フレンド	鈴鹿市柳町 1519 番地の 3	平成 29 年 2 月 28 日

三重県告示第 304 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定を行いましたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 起業者の名称
津市
- 2 事業の種類
(仮称) 津市久居ホール整備事業（駐車場整備）

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
三重県津市久居東鷹跡町地内

- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

- (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

(仮称) 津市久居ホール整備事業（駐車場整備）（以下「本件事業」という。）は、起業者である津市が（仮称）津市久居ホール整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等さまざまな検討をした結果、平成 26 年に久居駅周辺地区に新たな文化の交流、創造の拠点整備として久居地域の活力のある発展を行うことを目的に、旧久居庁舎跡地に計画し、（仮称）津市久居ホール（以下「久居ホール」という。）利用者の利便性の向上を図るための駐車場を整備するものであり、法第 3 条第 32 号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である津市は、基本計画に基づき久居ホールの建設に伴う駐車場整備の事業計画を策定しており、また本件事業に係る予算については、国庫補助金、合併特例債及び一般財源により、事業を遂行するための必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認

められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、文化・交流拠点として音楽ホールの機能を持つ久居ホールの建設と合わせて実施するものであり、久居ホールの運営に必要な駐車場の台数が確保されることにより、利用者の利便性の向上が図られ、久居ホールを最大限に有効活用することができる。そのことにより、新たな文化の交流、創造の拠点の活性化が進み、市民が文化に触れる機会の提供及び質の高い文化振興事業の実施等による文化芸術水準の向上、個人及び団体の発表機会を提供する等による文化芸術活動の支援、新たな担い手を育成する等の文化の創造を担う人材の育成、市民が気軽に文化及び芸術活動に参加等できるよう文化情報の収集と発信につながるものと判断される。また、本件事業の完成により、市内外からの多くの来場者の受け入れが可能となり、それに伴う地域経済の活性化とともに災害の発生の際には一時的に避難できる緊急避難場所としても期待される。

これらのことから、本件事業を施行することにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び三重県環境評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）に基づく対象事業に該当しない。本件事業の起業地が所在する地域は、三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号）に基づく三重県自然環境保全地域等に指定されていない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）による保護のため特別の措置を講ずべき希少な動植物の存在について津市教育委員会への聞き取り調査を行ったところ、起業地内には確認されておらず、本件事業においても影響は極めて少ないと考えられる。

なお、久居ホール建設予定地及び起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しているが、久居ホール建設予定地内において試掘作業を行ったところ、文化財は見受けられていない。今後、本件事業による工事の実施については、津市教育委員会等との調整を図り、文化財等が発掘された場合には記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

これらのことから、周辺的生活環境に与える影響は少ないと考えられるため、本件事業を施行することにより失われる利益は軽微であると考えられる。

ウ 事業の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、久居ホール建設予定地と近接した土地を確保すること、必要な駐車台数の駐車場等を確保できる面積であること及び支障物件が比較的少なく、移転等により地域の環境に悪影響を及ぼさないことの 3 項目の条件を定め、その条件を満たす 3 候補地を選定し、社会的、技術的及び経済的項目に関する比較検討を行っている。

3 候補地のうち、起業地は社会的、技術的及び経済的条件において最も優位となっており、総合的に勘案して最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越し、また、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、旧久居市民会館が閉館し、地域の文化芸術の活動拠点を失ったことから、地域文化の継承及び今まで築きあげた地域の伝統文化等の振興にとって大きな損失となっているため、早急な対応が必要として計画された久居ホールの建設に合わせ実施するものであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、恒久的に使用する駐車場の面積であり、ホール客席数及びスタジオ客席数に、久居地域でのアンケート調査の結果を踏まえた自家用車の利用率と想定される乗合率を乗じて、必要な駐車台数を算出して面積を求めていることから、必要最低限の面積であり、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)まで述べたように、本件事業は法第 20 条各号のすべての要件を充足するものと判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
津市役所本庁舎

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 37 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

病院の項中

「いなべ市北勢町阿下喜 771 番地	三重県厚生農業協同組合連合会いなべ総合病院	」を
「いなべ市北勢町阿下喜 771 番地	三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター	に、
	いなべ総合病院	」
「三重郡菟野町大字福村 75 番地	三重県厚生農業協同組合連合会菟野厚生病院	」を
「三重郡菟野町大字福村 75 番地	三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター	に改める。
	菟野厚生病院	」

三重県選挙管理委員会告示第 38 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
上岡ゆうじ後援会	上 岡 雄 児	寺 下 雅 敏	尾鷲市三木里町 973	平成 29 年 3 月 6 日	
お く だ 会	奥 田 尚 佳	奥 田 暎 子	尾鷲市古戸町 1-10	平成 29 年 3 月 14 日	
楠ひろじ後援会	楠 裕 次	沖 中 由加里	尾鷲市矢浜 1-25-25	平成 29 年 2 月 28 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党島ヶ原支部	市 川 岳 人	主たる事務所 の所在地	伊賀市島ヶ原 11295-119	伊賀市島ヶ原 755	平成 29 年 4 月 1 日	政党
		代表者	市 川 岳 人	富 岡 亘		

自由民主党 21 世 紀三重をつくる会	平野 繁	主たる 事務所 の所在 地 会計責 任者	津市半田 2263 内田 たづ子	桑名市大字萱町 28-5 川上 登 弘	平成 29 年 2 月 24 日	政党
自由民主党三重県 第五選挙区支部	三ツ矢 憲 生	主たる 事務所 の所在 地	伊勢市吹上 2- 5-8	伊勢市船江 3- 15-8	平成 29 年 4 月 1 日	政党
足立よしえ後援会	山本 隆	代表者	山本 隆	田村 秀喜	平成 29 年 3 月 1 日	
倉本たかひろ後援 会	倉本 崇 弘	会計責 任者	落合 直 人	倉本文子	平成 29 年 1 月 15 日	
桑名維新の会	倉本 崇 弘	会計責 任者	落合 直 人	倉本文子	平成 29 年 1 月 15 日	
幸福実現党桑名後 援会	梶原 修 三	代表者	梶原 修 三	岡本 美千代	平成 28 年 12 月 18 日	
		会計責 任者	萩 都志子	早川 千耶子		
幸福実現党名張伊 賀後援会	林 一 博	主たる 事務所 の所在 地	名張市つつじが 丘北 2 番町 92	伊賀市緑ヶ丘西 町 2558-7	平成 29 年 1 月 1 日	
		代表者	林 一 博	西尾 美津代		
		会計責 任者	早川 千耶子	西尾 美津代		
幸福実現党四日市 後援会	山中 浩 史	会計責 任者	西尾 美津代	松下 恵津子	平成 28 年 12 月 20 日	
三重県測量設計関 連業政治連盟	井上 雅 博	代表者	井上 雅 博	森田 正 孝	平成 29 年 2 月 21 日	
四日市未来政策研 究会	森 綾 子	会計責 任者	森 崇 裕	清水 香 住	平成 29 年 2 月 21 日	

三重県選挙管理委員会告示第 39 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 4 月 25 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県参議院選挙区 第二支部	山本 佐知子	平成 28 年 12 月 27 日	政党
お く だ 会	奥田 暎子	平成 21 年 7 月 31 日	
鈴木 純 後援会	鈴木 純	平成 29 年 3 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 40 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日
 をした者の氏名
 鈴木 純 鈴木純後援会 平成29年3月1日

三重県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成29年4月25日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

自由民主党三重県参議院選挙区第二支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号
 公職の候補者の氏名 山本 佐知子
 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員
 報告年月日 平成29年2月2日（平成28年12月27日解散）

1 収入総額	66,713,301円
本年收入額	66,713,301円
2 支出総額	66,713,301円
3 本年收入の内訳	
寄附	18,465,000円
個人分	8,105,000円
団体分	5,360,000円
政治団体分	5,000,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	25,960,000円
山本さちこを励ます会	25,960,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,080,000円
自由民主党三重県支部連合会	1,000,000円
自由民主党東京都第22選挙区支部	30,000円
自由民主党和歌山県支部連合会参議院選挙区第一支部	50,000円
自由民主党本部	15,000,000円
その他の収入	6,208,301円
金銭以外のものによる寄付相当分	5,713,696円
一件十万円未満のもの	494,605円
4 支出の内訳	
経常経費	18,941,632円
人件費	14,231,358円
光熱水費	203,198円
備品・消耗品費	886,839円
事務所費	3,620,237円
政治活動費	47,771,669円
組織活動費	3,210,065円
機関紙誌の発行その他の事業費	24,475,315円
宣伝事業費	22,699,180円
政治資金パーティ開催事業費	1,776,135円
調査研究費	54,540円
寄附・交付金	20,031,749円
5 寄附の内訳	
(個人分)	
荒井 紗代子	8,000,000円 東京都中央区
平田 昭義	100,000円 四日市市
(団体分)	
日本土建(株)	2,000,000円 津市
(株)ZTV	3,000,000円 津市

三重県森林土木建設協会	100,000 円	松阪市
(株) 富士薬品	100,000 円	さいたま市大宮区
(政治団体分)		
水月会	5,000,000 円	東京都千代田区
三重県柔道整復師連盟	100,000 円	津市
6 特定パーティの概要		
山本さちこを励ます会 (923 人)	25,960,000 円	津市
7 政治資金パーティの対価に係る収入の内訳		
山本さちこを励ます会		
(団体からの対価の支払)		
アイトム建設 (株)	1,000,000 円	四日市市
(社) 三重県建設業協会	1,000,000 円	津市
(政治団体からの対価の支払)		
三重県医師連盟	500,000 円	津市
三重県薬剤師連盟	1,020,000 円	津市
三重県歯科医師連盟	1,000,000 円	津市

おくだ会

報告年月日	平成 29 年 3 月 14 日 (平成 21 年 7 月 31 日解散)	
1 収入総額		0 円
2 支出総額		0 円

三重県選挙管理委員会告示第 42 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

福田慶一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	福田 慶一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員
報告年月日	平成 29 年 3 月 7 日
1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

安藤ひろまさ後援会

報告年月日	平成 29 年 3 月 31 日
1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

上村しげ子後援会

報告年月日	平成 29 年 3 月 16 日
1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

上村ひでゆき後援会

報告年月日	平成 29 年 3 月 29 日
1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

倉田寛次を励ます会

報告年月日	平成 29 年 3 月 22 日
1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

黒木騎代春後援会

報告年月日	平成 29 年 3 月 3 日
-------	-----------------

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

西井仁司後援会

報告年月日 平成 29 年 3 月 22 日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
あすなろ後援会	大島 修	尾形 哲宏	員弁郡東員町笹尾東 2-18-11	
あわのまさひろ後援会	栗野 仁博	栗野 誓子	伊賀市上野愛宕町 1831-8	
いげはらひろき後援会	山本 浩之	岸本 浩人	名張市富貴ヶ丘 6 番町 247	
沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会	沖 和哉	沖 和哉	松阪市松崎浦町 90-9	
川合 滋 後援会	川合 滋	川合 弘子	名張市箕曲中村 74-1	
倉田 育 後援会	倉田 育	倉田 珠文	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-87	
近藤はるたか後援会	近藤 則彦	近藤 則彦	員弁郡東員町大木 929-2	
真紀 会	塩崎 好美	真井 英美	尾鷲市中川 27-5	
対話で作ろう！伊賀の会	番條 克治	寺嶋 佳弘	伊賀市坂下 517	
田合たけし後援会	東 洋平	田合 賢子	伊勢市御菌町新開 16-1	
中村 等 後援会	中村 等	中村 眞由美	員弁郡東員町八幡新田 64-2	
中谷 凡夫 後援会	中谷 凡夫	中谷 潔美	松阪市川井町 1000-5	
東 篤 布 後援会	東 佐十志	奥田 眞介	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 1115-6	
古川 ひろふみ 後援会	古川 弘典	古川 正和	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4911-41	
森しず子を励ます会	森 しず子	森 しず子	鈴鹿市三日市 2-26-5	
森永勝二後援会	西村 三郎	西村 惇子	伊賀市上野桑町 1656	
山本 てつや 後援会	山本 国義	山本 光子	鳥羽市大明西町 3-2-301	

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中野土地改良区（四日市市中野町 149 番地の 1）
就任理事

四日市市中野町 1077 番地

市川 芳 隆

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中野西土地改良区（四日市市中野町 636 番地の 2）

退任理事

四日市市中野町 1556 番地 4

山 川 信 隆

" " 1083 番地

市 川 文 好

" " 946 番地

市 川 忠 文

" " 1295 番地 4

市 川 訓

" " 1556 番地 26

市 川 正 美

退任監事

四日市市中野町 1785 番地 2

山 川 豊 茂

" " 1798 番地

山 川 正 男

就任理事

四日市市中野町 1556 番地 4

山 川 信 隆

" " 1295 番地 4

市 川 訓

" " 946 番地

市 川 忠 文

" " 1083 番地

市 川 文 好

" " 1556 番地 26

市 川 正 美

就任監事

四日市市中野町 1785 番地 2

山 川 豊 茂

" " 1803 番地 2

山 川 富 士 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町 1810 番地）

退任理事

伊勢市中須町 987 番地

小 川 幸 雄

就任理事

伊勢市中須町 1056 番地

堤 宏 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

茅広江土地改良区（松阪市茅原町 2385 番地）

退任理事

松阪市広瀬町 978

戸 上 竹 治

" " 725

竹 林 文 平

" " 1007

西 村 喜 代 一

" " 871-1

鎌 倉 光 次

" " 760

鎌 倉 重 美

" 茅原町 2507

小 塩 正 明

" " 52

若 山 康 重

" " 556

船 谷 昭 弘

松阪市茅原町 72	若山政生
" " 2617-1	船谷幸正
退任監事	
松阪市広瀬町 753	久保幸實
" 茅原町 2353	若山学
就任理事	
松阪市広瀬町 871-1	鎌倉光次
" " 725	竹林文平
" " 760	鎌倉重美
" " 375	竹上肇
" " 744	久保竜一
" 茅原町 2507	小塩正明
" " 556	船谷昭弘
" " 72	若山政生
" " 2617-1	船谷幸正
" " 540	小塩義勝
就任監事	
松阪市広瀬町 753	久保幸實
" 茅原町 2353	若山学

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木英敬

明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595 番地）

退任理事

多気郡明和町大字大淀甲 2556	西口貞美
" " 大字山大淀 3042	中山昇
" " 大字大淀乙 677-1	森幹雄
" " 大字馬之上 321	辻忠克
" " " 142-5	南野光輝
" " 大字佐田 657-3	杉山淳
" " 大字中村 697	北村裕美
" " 大字志貴 1131	小林邦久
" " 大字内座 316	西川敏生
" " 大字養川甲 380	森出貴明
" " 大字八木戸 286	中川英利
" " 大字根倉 384	伊藤榮
" " 大字岩内 146	児島吉男
" " 大字上村 738	北山恭平
" " 大字齋宮 3031	山本輝雄
" " 大字竹川 218-1	辻孝
" " 大字齋宮 2300	乾健郎
" " 大字有爾中 73	瀬田明
" " 大字明星 1711-1	大川浩
" " 大字齋宮 1485-13	川北政行
" " 大字明星 258-3	山本義秀
" " " 1195-25	長岡孝
退任監事	
多気郡明和町大字大淀乙 637-2	大山寛

多気郡明和町大字中海 53	西 場 松 男
" " 大字前野 424-2	亀 田 齊
就任理事	
多気郡明和町大字大淀甲 2556	西 口 貞 美
" " 大字山大淀 3205	鈴木 良 一
" " 大字大淀 411	世古口 和 也
" " 大字馬之上 321	辻 忠 克
" " " 142-5	南 野 光 輝
" " 大字佐田 657-3	杉 山 淳
" " 大字川尻 780	中 西 義 憲
" " 大字志貴 1131	小 林 邦 久
" " 大字南藤原 600	鈴木 宏 幸
" " 大字北藤原 777	山 中 孝 文
" " 大字八木戸 286	中 川 英 利
" " 大字根倉 384	伊 藤 榮
" " 大字岩内 146	児 島 吉 男
" " 大字上村 738	北 山 恭 平
" " 大字竹川 218-1	辻 孝
" " 大字斎宮 2315	吉 田 均
" " " 940	東 山 薫
" " 大字有爾中 123	中 山 晃 一
" " 大字明星 1711-1	大 川 浩
" " 大字平尾 179-1	宮 本 勲
" " 大字上野 565-1	田 中 宣 生
" " 大字養村 212-2	東 谷 和 明
就任監事	
多気郡明和町大字大淀乙 637-2	大 山 寛
" " 大字池村 539-1	渡 邊 裕
" " 大字明星 1199-25	長 岡 孝

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 2 月 23 日から同年 5 月 31 日まで
- 3 作業地域
伊勢市内（宮川流域）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 17 日に終了した旨、鈴鹿市白江土地区画整理組合理事長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（4 級基準点測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市白子町及び同市江島町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 2 月 28 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
熊野市大泊町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画地区計画
 天花寺テクノランド地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
